

## 第 3 2 2 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市長（以下「実施機関②」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 平成30年 4月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

#### H29年度

- ・学校経営案 学級経営案の作成に係る法令がわかる文書
- ・直近年度のもの 桜台高校が作成した学校経営案
- ・任意の学級経営案 直近年度のもの
- ・職員会議で配布された文書及び議事録

(2) 同年 5月 7日、実施機関①は、平成29年度学校経営案、学級経営案の作成に係る法令がわかる文書、直近年度のもの 桜台高校が作成した学級経営案（以下これらを「本件対象文書①」という。）を特定して非公開とするほか、名古屋市立桜台高等学校（以下「本件学校」という。）平成29年度学校経営案（抄）（以下「本件学校経営案（抄）」といふ。）を特定し、当該部分について却下に該当するため公開しない旨の非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 5月10日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に

対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求①に対して本件処分①のほかにも決定を行っているが、審査請求①は本件処分①を特定して行われたものである。

(4) 同年12月20日、実施機関①は本件処分①について、文書の特定に誤りがあったとして本件学校経営案（抄）を特定して非公開とした部分を取り消し、本件学校の平成29年度学校経営案を特定し、公開する処分変更を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(5) 上記（4）の本件非公開処分取り消し後の処分について、審査請求人は審査請求を行っていない。

## 2 審査請求②について

(1) 平成30年5月28日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

名古屋城の図面、設計図、資材、材質がわかる文書  
(復元に利用するもの)  
(以下これらを「本件対象文書②」という。)

(2) 同年6月11日、実施機関②は、本件対象文書②を特定したうえで本件公開請求②を却下に該当するため公開しない旨の非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年7月9日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求③について

(1) 平成30年6月29日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

- ・メンタルヘルス支援の手引き
- ・職員の有給取得目標日数がわかる文書（H30年度）
- ・精神障害Fコードごとの臨床記述がわかる文書

- ・精神障害を有する職員に対する配慮内容がわかる文書

- (2) 同年 7月13日、実施機関②は、名古屋市職員心の健康づくり基本計画、名古屋市職員心の健康づくり実施計画【第 2次】、こころの健康ラインによるケア及びこころの健康セルフケア、職員の年次休暇取得目標日数がわかる文書（平成30年度総務局職員安全衛生課）を特定して公開するほか、心の健康づくり職場復帰支援の手引き（管理監督者向け）（以下「本件行政文書」という。）、精神障害Fコードごとの臨床記述がわかる文書（以下「本件対象文書③」という。）を特定したうえで、本件行政文書については非公開と、本件対象文書③に係る部分については却下に該当するため公開しない旨の一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年 7月20日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

#### 4 審査請求④について

- (1) 平成30年 7月26日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

- ・名古屋市立学校教育職員の健康管理に関する基準の規定（運用解釈を含む）
- ・職員分限条例及び職員分限条例施行規則（運用解釈を含む）
- ・分限処分に係る文書（「別紙に係るもの」）

なお、上記別紙とは実施機関①が名古屋市職員傷病審議会に諮問するに際し作成した送付文の写しである。

- (2) 同年 8月 8日、実施機関①は、教職員安全管理規則施行基準の運用解釈、職員分限条例及び職員分限条例施行規則（運用解釈を含む）を特定し、職員分限条例及び職員分限条例施行規則（以下「本件対象文書④」という。）は却下に該当するため公開しない旨の、他の文書（以下「本件対象文書⑤」という。）は不存在であるための、非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 8月20日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求④に対して本件処分④のほかにも決定を行っているが、審査請求④は本件処分④を特定して行われたものである。

## 5 審査請求⑤について

(1) 平成30年 7月20日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、以下のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

教育委員会 総務課、教職員課に対する開示請求

文部科学省から收受した文書の保存年限が記載されている文書

H29年度

(2) 同年 8月 2日、実施機関①は、平成29年度 共通分類・簿冊一覧表（以下「本件対象文書⑥」という。）を特定し、本件公開請求⑤を却下に該当するため公開しない旨の非公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 8月20日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

(4) なお、実施機関①は本件対象文書⑥の抜すいを審査請求人に対して情報提供した。

## 第 4 各実施機関の主張

1 各決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

### (1) 審査請求①について

本件対象文書①は作成または取得していない。また、本件学校経営案（抄）は条例第17条第 3項に該当し、公開請求の対象外である。

### (2) 審査請求②及び⑤について

本件対象文書②及び⑥は条例第17条第 3項に該当し、公開請求の対象外である。

### (3) 審査請求③について

本件対象文書③は条例第 2条第 2号に該当し、公開請求の対象外である。また、本件行政文書の中には管理監督者向けにのみ周知し、一般職員には明らかにしていない情報があり、条例第 7条第 1項第 5号に該当するため、非公開とする。

### (4) 審査請求④について

本件対象文書④は条例第17条第 3項に該当し、公開請求の対象外である。また、本件対象文書⑤は作成または取得をしていないため不存在により非公開とする。

2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

#### (1) 審査請求①について

本件対象文書①のうち、平成29年度学校経営案及び学級経営案の作成に係る法令がわかる文書は存在しておらず、該当する行政文書を実施機関①が作成または取得した事実はない。また、学級経営案は各学校が任意で作成するものであるが、本件学校において学級経営案を作成した事実はない。

学校経営案については特定誤りがあったため、平成30年12月20日に本件学校経営案を公開する処分変更を行ったところである。

#### (2) 審査請求②について

本件対象文書②については、審査請求人に窓口で確認をしたところ、昭和実測図及びガラス乾板が該当する旨の確認ができた。これらの原本は、条例第 2条第 2号ただし書イに該当するが、データについては閲覧制度が別にあり、名古屋城総合事務所所蔵の写真原版の貸付基準に従い閲覧することが認められている。したがって条例第17条第 3項に該当するため非公開としたものである。

#### (3) 審査請求③について

本件対象文書③については、ICD-10精神および行動の障害 新訂版（医学書院）を所有しているが、これは出版物であり条例第 2条第 2号ただし書アに該当する。

また、本件行政文書は、休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けて、管理監督者が管理監督者として対応するうえでの留意事項や具体的な対応（以下「本件情報」という。）を中心にまとめたものであり、管理監督者

のみに提供し、一般職員には公開していない冊子である。公にすることにより、管理監督者が休職者の職場復帰等の対応をするうえで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1項第5号に該当する。

(4) 審査請求④について

本件対象文書④は市民情報センター（以下「センター」という。）に配架されており条例第17条第3項に該当する。本件対象文書⑤については、作成または取得しておらず、不存在である。

(5) 審査請求⑤について

本件対象文書⑥はセンターに配架されており条例第17条第3項に該当する。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①について

開示請求に係る公文書を管理している。

学校経営案は情報センターで閲覧することはできない。文書の特定に誤りがある。

(2) 審査請求②、④及び⑤について

開示請求に係る行政文書を管理している。

条例第17条第3項に該当しない。

(3) 審査請求③について

条例第7条第1項第5号に該当しない。

条例第2条第2号ただし書アに該当しない。

ＩＣＤの説明は正しくない。厚生労働省担当課等へ確認すべきである

## 第 6 審査会の判断

## 1 爭点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件対象文書①及び⑤が存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件対象文書②、③、④及び⑥が条例第 2条第 2号または条例第17条第3項に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件情報が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か（以下「争点③」という。）。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 爭点①について

- (1) 本件対象文書①について

ア 本件対象文書①に関連する学校経営案及び学級経営案は、実施機関①において法令上作成が義務付けられている文書ではない。

したがって、本件対象文書①のうち、直近年度の本件学校が作成した学級経営案は存在しないという実施機関①の主張は不自然、不合理とは認められない。

また、上記のとおり学校経営案及び学級経営案は法令上作成が義務付けられている文書ではないため、本件対象文書①のうち学校経営案及び学級経営案の作成に係る法令がわかる文書は存在しないという実施機関①の主張は不自然、不合理とは認められない。

イ なお、実施機関①は、本件処分①において、学校経営案に該当する文書として学校経営案の一部である学校経営案（抄）を特定しているが、審査請求人が公開請求を行った文書は、その文言から、一部を抜粋した学校経営案（抄）ではなく、学校経営案そのものと解することが相当であることから、審査請求人の主張は理由がある。

ウ しかしながら、実施機関①は、上記第31(4)のとおり、本件学校経営案（抄）を却下に該当するため公開しない旨の非公開決定をした部分に誤りがあることを認め、本件処分①の当該部分を取り消し、改めて学校経営案を特定し公開しており、審査請求人の審査請求の趣旨は既に満たされていることが認められるため、改めて当該処分を取り消し、公開の決定を行う必要性は認められない。

## (2) 本件対象文書⑤について

本件対象文書⑤は、教職員安全衛生管理規則施行基準、職員分限条例及び職員分限条例施行規則の解釈や行政運用の方針等を指示した、いわゆる解釈及び運用であると認められるが、解釈及び運用は、法令上作成することが義務付けられている文書ではない。

したがって、本件対象文書⑤は存在しないという実施機関①の主張は不自然、不合理とは認められない。

## 4 争点②について

### (1) 条例第2条及び第17条の趣旨について

ア 条例第2条は、条例が定める行政文書公開制度において、対象となる行政文書の範囲を定めたものである。第2号ただし書アにおいて、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、行政文書公開制度によらなくとも入手が可能であることから、本制度の対象外としている。

イ 条例第17条は、法令又は他の条例により、閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めており、特に第3項は、本市の図書館、センター等の施設において、閲覧または貸出しの目的で管理されている行政文書については、当該閲覧等によることとし、条例は適用しないと明記している。

(2) 本件対象文書②は、上記第42(2)のとおり、昭和実測図及びガラス乾板のデータと認めることができる。これらは、名古屋城総合事務所所蔵の写真原版の貸付基準に従い閲覧・データの交付をうけることが認められており、一般に閲覧させ、または貸し出すことができることから、条例第17条第3項に該当すると認められる。

(3) 本件対象文書③に該当する文書として、ICD-10精神および行動の障害 新訂版（医学書院）を所有していると実施機関②は主張する。当該出版物は広く不特定多数のものに販売されることを目的に作成されており、条例第2条第2号ただし書アに該当することは明らかである。またICD-10における解釈等については広く様々な書籍等が流通しており、実施機関として独自に精神障害Fコードごとの臨床記述を必要としていないため、存在しないとする実施機関②の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 本件対象文書④及び⑥はセンターにおいて配架されており、条例第17条第3項に該当すると認められる。

(5) 上記(1)から(4)に係る各実施機関の主張について、それを覆すに足りる特段の事情は認められない。

## 5 爭点③について

(1) 本件行政文書は、実施機関②が休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けて作成したものであり、管理監督者のみに提供し、一般職員には公開していない。本件情報は、当該文書に記載された、休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けて、管理監督者が管理監督者として対応するうえでの留意事項や具体的な対応を中心にまとめられたものである。

(2) 本件情報が明らかになれば、休職者自身や関係者の行動が恣意的に歪められ、円滑な職場復帰と再発防止に影響があるという実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。また、上記の実施機関②の主張を覆すに足りる特段の事情は認められない。

(3) したがって、本件情報は、条例第7条第1項第5号に該当すると認められる。

## 6 上記のことから、「第1審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会からの付言

公開請求及び審査請求の趣旨が明確でないことから、その趣旨によっては本件各処分の妥当性に疑義が生じうる点が見受けられた。

当審査会は、審査請求人に対して調査を実施したが、何らの回答も得られず、その点が明確にならなかつたものの、行政不服審査法（平成26年法

律第68号)に定められた簡易迅速かつ公正な手続きを行うべく、上記のように判断したものである。

このような疑義を生じうる点については、行政文書公開請求者の協力を前提に、行政文書公開請求の受付時をはじめ、遅くとも実施機関が処分を決定する前に解消されてしかるべきである。

今後、実施機関においては公開請求に係る処分を行うにあたり、公開請求の趣旨を把握し、必要に応じて公開請求者に対して公開請求書の補正を求めることを要望する。

## 第8 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

#### (1) 審査請求①

年月日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 3月28日	弁明書の受理
3月29日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

#### (2) 審査請求②

年月日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 1月17日	弁明書の受理
2月15日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

#### (3) 審査請求③

年月日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知

2月21日	弁明書の受理
3月 1日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(4) 審査請求④

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年 8月 5日	弁明書の受理
8月11日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年11月 4日	弁明書の受理
11月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議

3月29日	答申
-------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦